

株式会社 三井E&Sホールディングス 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は株式会社三井 E&S ホールディングスと称し、英文では Mitsui E&S Holdings Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)

1. 当社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体
- (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供
- (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理
- (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理
- (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理
- (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売
- (9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (10) 航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
- (12) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
- (13) 兵器の製作および修理
- (14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
- (15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
- (16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
- (17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
- (18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリペイドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
- (19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業
- (20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣事業
- (21) 発電および電気の供給に関する事業
- (22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資
- (23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借
- (24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
- (25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業
- (26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業
- (27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務
- (28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務
- (29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務
- (30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務
- (31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業

2.当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都中央区に置く。

第4条（機 関）

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招 集）

当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集してその議長となる。社長に支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の代表取締役がこれに代わる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議方法）

株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、法令またはこの定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。

会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は当社の議決権を有する株主1名を代理人として株主総会における議決権を行使することができる。

第19条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会等

第20条（取締役の定員）

当会社に取締役20名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役、役付取締役）

取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。

取締役会は、その決議により取締役会長および社長各1名、副社長および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、社長および副社長は取締役または執行役員とする。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは社長がこれに代わる。社長にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。

第25条（取締役会の招集）

取締役会招集の通知は会日から3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席してその取締役の過半数をもって行う。

当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（社外取締役の責任限定契約）

当社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第29条（執行役員）

当社は取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査役および監査役会

第30条（監査役の定員）

当会社に監査役5名以内を置く。

第31条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（補欠監査役の選任の効力）

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集）

監査役会招集の通知は会日から3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は監査役の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（社外監査役の責任限定契約）

当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

第 39 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条 (中間配当)

取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 42 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

以 上

◎定 款 沿 革

昭和 12 年 7 月 10 日	作 成	昭和 26 年 12 月 22 日	全文改正
昭和 12 年 10 月 28 日	一部改正	昭和 28 年 5 月 27 日	一部改正
昭和 13 年 11 月 30 日	一部改正	昭和 28 年 11 月 26 日	一部改正
昭和 14 年 5 月 26 日	一部改正	昭和 29 年 11 月 25 日	一部改正
昭和 14 年 11 月 28 日	一部改正	昭和 31 年 5 月 21 日	一部改正
(上記改正は総会決議により昭和 15 年 1 月 1 日より実施)		昭和 33 年 5 月 29 日	一部改正
昭和 15 年 11 月 27 日	一部改正	昭和 34 年 11 月 26 日	一部改正
昭和 16 年 2 月 27 日	一部改正	昭和 37 年 5 月 30 日	一部改正
(上記改正は臨時資金調整法により昭和 16 年 3 月 24 日効力発生)		昭和 39 年 5 月 27 日	一部改正
昭和 17 年 1 月 6 日	一部改正	昭和 42 年 5 月 31 日	一部改正
昭和 17 年 3 月 17 日	一部改正	昭和 45 年 5 月 29 日	一部改正
(上記改正は臨時資金調整法により昭和 17 年 3 月 28 日効力発生)		昭和 47 年 5 月 31 日	一部改正
昭和 17 年 5 月 8 日	一部改正	昭和 48 年 5 月 31 日	一部改正
昭和 17 年 11 月 20 日	一部改正	昭和 49 年 5 月 30 日	一部改正
昭和 18 年 5 月 21 日	一部改正	昭和 50 年 5 月 30 日	全文改正
昭和 19 年 2 月 1 日	一部改正	昭和 51 年 6 月 29 日	一部改正
(上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和 19 年 2 月 5 日効力発生)		昭和 57 年 6 月 29 日	一部改正
昭和 19 年 5 月 19 日	一部改正	(上記改正は総会決議により昭和 57 年 10 月 1 日より実施)	
昭和 20 年 5 月 18 日	一部改正	昭和 63 年 6 月 29 日	一部改正
昭和 20 年 11 月 20 日	一部改正	平成 3 年 6 月 27 日	一部改正
(上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和 21 年 4 月 12 日効力発生)		平成 4 年 6 月 26 日	一部改正
昭和 21 年 5 月 31 日	一部改正	平成 6 年 6 月 29 日	一部改正
昭和 21 年 11 月 5 日	一部改正	平成 9 年 6 月 27 日	一部改正
昭和 22 年 3 月 14 日	一部改正	平成 14 年 6 月 27 日	一部改正
(上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和 22 年 4 月 7 日効力発生)		平成 15 年 6 月 27 日	一部改正
昭和 22 年 5 月 20 日	一部改正	平成 16 年 6 月 25 日	一部改正
(上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和 22 年 5 月 30 日効力発生)		平成 18 年 6 月 28 日	一部改正
昭和 22 年 12 月 26 日	一部改正	平成 19 年 6 月 27 日	一部改正
昭和 24 年 1 月 14 日	一部改正	平成 21 年 6 月 26 日	一部改正
昭和 24 年 5 月 31 日	一部改正	平成 24 年 6 月 28 日	一部改正
(上記改正は企業再建整備法に基づき昭和 24 年 3 月 18 日認可の決定整備計画による。)		平成 27 年 6 月 26 日	一部改正
昭和 24 年 8 月 25 日	全文改正	平成 29 年 6 月 28 日	一部改正
(上記改正は制限会社令により昭和 24 年 10 月 15 日効力発生)		平成 29 年 10 月 1 日	一部改正
昭和 25 年 10 月 18 日	一部改正	平成 30 年 4 月 1 日	一部改正